

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年2月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300341号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300078号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和63年4月1日から同年3月21日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

昭和63年3月21日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年3月21日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年3月21日から同年4月1日まで

私は、昭和62年12月に設立予定のA社に正社員として採用されたが、同社の設立が遅れたため、関連会社であるB社において厚生年金保険に加入していたと聞いている。

昭和63年3月21日以降は、A社で営業職の正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

商業登記簿によると、A社は、昭和63年3月18日に設立され、現在はC社に社名変更されていることが確認できる。A社の事業は、D社、E社等、複数の関係事業所が承継していることが当該関係事業所の回答により確認できる。

また、請求者の雇用保険の被保険者記録、請求者から提出された給料支払明細書、同僚の所持する給料支払明細書及び預金通帳、D社及びE社の回答等により、請求者は、昭和63年3月21日にB社からA社へ異動し、請求期間においては、A社に継続して勤務しており、当該期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答から、19万円とすることが必要である。

なお、A社の事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社、D社及びE社は、当時の資料を保管していないため、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当初、A社が適用事業所となったのは昭和63年4月1日と記録されていたことから、社会保険事務所は、請求者の昭和63年3月21日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。